

23. 休日・平日準夜診療

休診日における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施している。また、平成19年12月から小児初期救急医療対策として、平日準夜間小児初期救急診療事業（豊島（平日準夜間）こども救急）を実施している。

[1] 休日診療

内科及び小児科は、休日（日曜日・祝日及び年末年始）に固定の診療施設において、豊島区休日・準夜診療事業実施要綱に基づき豊島区医師会に委託して実施している。また年末年始においては輪番制診療所による診療事業も実施した。

歯科については、豊島区休日歯科応急診療事業実施要綱に基づき豊島区歯科医師会に委託して実施している。

平成29年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
内科	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋休日診療所 (東池袋1-20-9 池袋保健所6階)	(3982)0198	・休日 昭和55年 4月 1日 ・休日準夜 昭和53年10月15日 ・土曜日準夜 平成 3年 4月 6日
	午後5時～ 午後10時	土曜日			
小児科	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区長崎休日診療所 (長崎2-27-18 長崎複合施設3階)	(3959)3385	昭和58年 6月 5日
歯科	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋歯科 休日応急診療所 (東池袋 1-20-9 池袋保健所 6 階 あぜりあ歯科診療所内)	(5985)5577	昭和54年 7月 1日

(注1) 準夜とは、午後5時～午後10時をいう。

(注2) 豊島区長崎休日診療所は、平成3年6月2日に長崎保健所（長崎3-6-24）内から移転。

(注3) 豊島区池袋休日診療所は、平成11年1月15日に豊島区池袋休日診療所（西池袋3-22-16）及び豊島区雑司が谷休日診療所（雑司が谷3-1-7）を統合し、移転開設。

(注4) 豊島区池袋歯科休日応急診療所は、平成11年1月15日に豊島区歯科休日応急診療所から名称変更し、豊島区歯科医師会館（南大塚2-37-1）内より移転。

(注5) 豊島区長崎歯科休日応急診療所（長崎2-27-18、平成3年6月2日開始）は平成13年3月31日をもって廃止。

(注6) 豊島区巣鴨休日診療所（巣鴨4-22-17、昭和56年6月7日開始）は平成17年3月31日をもって廃止。

[2] 平日準夜間小児初期救急診療

平成19年12月から、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業実施要綱に基づき、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業を開始した。都立大塚病院、豊島区医師会と協定を結んで実施している。

平成29年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
小児科	午後8時～ 午後11時	月曜～金曜 (祝日及び 12月29日 ～ 1月4日 を除く)	豊島(平日準夜間) こども救急 都立大塚病院内 (南大塚 2-8-1 1 階救急外来診察室)	(3941)3211	平成19年12月3日

[3] 休日調剤

休日（日曜日・祝日及び年末年始）に、処方箋による調剤業務を豊島区休日調剤事業実施要綱に基づき豊島区薬剤師会へ委託し、休日調剤業務を実施している。平成25年4月1日より、長崎地区の調剤については、長崎休日診療所にて院内処方を行なっている。

平成29年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関・地区名	電 話	開始時期
調剤	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	池袋あうる薬局 (東池袋1-20-9 池袋保健所内)	(3984)7540	平成18年12月1日
	午後5時～ 午後10時	土 曜 日			
	午前9時～ 午後5時30分	年末年始	巣鴨地区（輪番制）		

[4] 利用状況

(1) 休日診療（内科・小児科）実績

区分 年度	休 日 昼 間							休日準夜		土曜日準夜	
	診 療 所				在宅当番医		休日 昼間 合計 (人)	準 夜 数 (日)	池袋 休日 診療所 (人)	準 夜 数 (日)	池袋 休日 診療所 (人)
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)	長 崎 (人)	合 計 (人)	診 療 日 数 (日)	受 診 者 数 (人)					
24年度	73	2,697	1,412	4,109	4	71	4,180	72	974	48	594
25年度	72	2,601	1,580	4,181	4	80	4,261	72	900	49	553
26年度	72	2,735	1,990	4,725	4	198	4,923	72	1,148	49	576
27年度	73	2,373	1,634	4,007	4	80	4,087	73	909	51	514
28年度	73	2,224	1,697	3,921	4	101	4,022	73	1,007	50	542

(注) 平成17年度から巣鴨休日診療所を廃止し、年末年始について在宅当番医方式による診療を実施。

(2) 平日準夜間小児初期救急診療実績

区分 年度	平 日 準 夜			
	実施 日数 (日)	0～5歳 (人)	6～15歳 (人)	合 計 (人)
24年度	244	638	191	829
25年度	244	671	168	839
26年度	244	603	244	847
27年度	242	550	230	780
28年度	242	514	205	719

(注) 平成24・25年度の年齢区分は、0～6歳、7～15歳となる。

(3) 休日診療（歯科）実績 (4) 休日調剤実績

区分 年度	休日昼間	
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)
24年度	73	524
25年度	72	539
26年度	72	453
27年度	73	447
28年度	73	419

区分 年度	休 日 昼 間				休日 準夜	土曜 準夜	準 夜
	休 日 数 (日)	内 科 系 (人)	歯 科 系 (人)	合 計 (人)	内 科 系 (人)		合 計 (人)
24年度	73	3,545	276	3,821	1,261	580	1,841
25年度	72	3,522	264	3,786	1,203	487	1,690
26年度	72	3,967	187	4,154	1,431	508	1,939
27年度	73	3,402	190	3,592	1,149	445	1,594
28年度	73	3,402	165	3,567	1,167	478	1,645

(注) 長崎休日診療所における院内処方数を含む。

[5] 東京都保健医療情報センターにおける夜間休日連絡通報受理業務

区民等からの緊急の通報に対応できるように、東京都保健医療情報センターに連絡通報受理業務を委託している。

なお、保健所の業務時間外である夜間・休日においては、「東京都医療機関案内サービスひまわり」としてホームページ及び電話にて24時間案内している。

連絡通報受理業務対象
・ 感染症関係 ・ 精神保健関係 ・ 食中毒関係 ・ こう傷事故等動物関係 ・ 予防接種による副反応関係 ・ 光化学スモッグ関係 ・ 飲料水汚染事故関係 ・ 苦情関係 ・ その他異例事項